

特集

# A型事業所増加、福岡県突出

「白目で見られて迷惑。厳しく指導を」と注文する。適正に運営する事業所は

雇役の存在も指摘される。

も突出してA型が急増。指

して行政の指導が強化され

い「架空の職場」もあると

に雇用の場を提供する福岡

公的補助を受けて障害者

# 障害者雇用不正に指南役？



## 「もうけ方指導」証言も



**就労継続支援A型事業所** 一般企業への就職は難しいが、パソコン操作や清掃など一定の就労が可能で障害者と雇用契約を結ぶ就労継続支援事業所。障害者自立支援法で2006年度に位置付けられ、県などに事業計画書を提出して指定されると公的補助が受けられる。14年度に全国に約2400カ所。障害者側にとっては、雇用契約を結ぶことで最低賃金が保障され、職業訓練の場にもなる。障害が重い人向けに雇用契約を結ばない「B型」もある。

ZENは3月に市の指授を受けて事業を始めた。複数の関係者によると、最大20人弱の障害者がいたが、7月ごろから男性経営者(58)は顔をみなくなり、

福岡市は処分…

管理責任者を配置していないのに、責任者分の報酬約96万円を不正に請求し、受給した。福岡市は11月30日、A型事業所「ZEN」の運営会社を指定取り消し処分にしたと発表した。

## 行政の管理限界

して支給される。障害者には事業収入から給与を払うことになっているため、極端にいえば、事業所は仕事をさせなくても公的補助を受けられることになる。

なせか。A型には雇用する障害者の数に応じて、自治体などから給付金、労働局から助成金が運営費と

公的補助の対象となる必要ない人数の管理者も置かれていなかった。

こうした不適切な運営をしている事業所が増えているとして、国や自治体は9月から指導に乗り出した。特に福岡県内には4月時点で201事業所あり、前年

見当たらなかったという。満足な仕事をさせていないから管理者を置く必要がなかった」ということが。

た際も、どれだけ仕事をしていたか確認できる資料は見当たらなかったという。

「虚偽の(利用)日数を記載させられた」「求人票と違う仕事で戸惑った」。ZENの関係者が、元利用者から集めたアンケートには経営者に対する苦情が並ぶ。9月に市が監査に入った際も、

一方、ZENの経営者は本紙の取材に「これまで売り上げが数千円だったが、今後、徐々に収入が増えるはずだった。利用者はしっかり仕事をしていた」と反論している。

福岡県教育委員会によると、ZENの経営者は非常勤の地方公務員で、県立特別支援学校で障害者のキャリアコーディネーターを務めている。県教委は「事実を把握し、適切に対処したい」としている。

市によると、ZENには管理者報酬も含めて給付金約700万円を支給してきたが、金額の返還請求はできていない。「仕事の中身の話は行政処分の対象外。市障がい者施設支援課は管理に限界もあるという。」

同期の1.5倍に急増。全国の3割増を上回る。県内の別のA型経営者は「もうけ方を指導するコンサルタント会社が福岡に入り込んでいた」と証言する。

(竹次 繪)

拠を積み上げ、殺人容疑で立件に踏み切った。

田谷健者が事件当日の8月13日に着ていたジャケット

を離れてひとまず安心できた」とのコメントを出し